

政策名	1グローバルロジスティクスの港		責任者	企画調整室 計画担当課長	連携担当課
基本施策名	02ロジスティクスハブ機能の強化				
個別施策名	09ロジスティクス機能を拡充する		連絡先	052-654-7911	(港営部)海務課
事務事業名	04西部木材港再編計画の策定(港湾計画の策定) 【本編】(【再掲】コード1-01-04-01)				

1 PLAN(目的・概要)

目的	西部木材港再編計画を策定し、港湾計画に位置づけ、事業化につなげます。	事業期間	平成17~25 [※] 年度 <small>※「その他特記事項」参照</small>
概要	木材流通の動向ならびに、木材港及び隣接する木材団地の将来のあるべき姿を調査研究し、船舶の大型化に対応した在来パースのあり方を検討するものです。	根拠法令・要綱等	港湾法第3条の3
		実施義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 DO(実施)

22年度の実施内容 【及び23年度の実施予定】	・21年度に引続き、西部木材港の再編について港湾計画に位置付けるための検討及び協議・調整を行いました。								
活動指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)
港湾計画の策定 手続きの進捗状況	単位	目標	1.0	1.3	0.7	2.0	1.0	(累計)5	以下の変更手続きにおける実施工定数を合計します。 ①基本計画の作成、②予測・検証、③委員会による合意形成、④名古屋港審議会への諮問・答申、⑤国の交通政策審議会への諮問・答申及び公示
	工程	実績	1.0	0.3	0.2	0.2			
	単位	目標							
		実績							
事業費	千円	24,095	0	0	73,500	3,000			事業費については、港湾計画改訂にかかる費用を一式で計上しており、港湾計画の策定にかかる各事務事業シートでは同額を計上しています。(環境影響評価にかかるものを除く)
人員	正規職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21		
	嘱託職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費相当額	千円	1,737	1,754	1,716	1,696	1,841			
事業費・人件費の合計	千円	25,832	1,754	1,716	75,196	4,841			

3 CHECK(検証)

決算ベース(H22は見込) ← 予算ベース

成果指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)		
策定進捗率	単位	目標	20.0	26.0	14.0	40.0	20.0	(累計)100	港湾計画の策定手続きの実施工程を把握することで事業の進捗度をみます。進捗率は手続きの実施工程数÷予定工程数で算出します。		
	%	実績	20.0	6.0	4.0	4.0					
	達成率(%)		100.0	23.1	28.6	10.0					
	単位	目標									
		実績									
	達成率(%)										
観点	課題の有無	現状の「見える化」						その他特記事項			
必要性	組合関与の必要性	有・ 無	・港湾計画の策定は港湾法により実施が義務付けられている事務事業です。						※港湾計画の策定については、東日本大震災の影響により、企業活動の将来動向が不透明であることによる貨物推計時期の見極め、改訂作業に考慮すべき事項として港湾運営会社の動向や国際産業ハブ港としての方向性(長期構想の見直し等)の整理が必要であるため。		
	目的・水準の妥当性	有・ 無									
有効性	利用者などの対象者ニーズ	有・ 無									
	成果の達成度	有・ 無	・港湾計画の策定については、東日本大震災の影響から、企業活動の将来動向が不透明であることによる貨物推計時期の見極め、策定作業に考慮すべき事項である港湾運営会社の動向などを見極めるため、成果の目標に達成しておらず、進捗が遅れています。								
効率性	内容の妥当性	有・ 無									
	実施主体の妥当性	有・ 無									
	受益者負担の適正性	有・ 無	・港湾計画の策定は港湾法により実施が義務付けられており、港湾管理者が定めなければならないことから、実施主体として適正です。								
	経済性	有・ 無									

4 ACTION(取組)

今後の事務事業の方向性	今後の取組の方向性		今後の取組の方向性の判断理由
継続	成果	コスト	物流の環境変化に対応した港湾のマスタープランである港湾計画の改訂に向けて着実に準備する必要があるため。
	拡大	維持	

今後の取組内容(改善策、スケジュールの建て直し等)

名古屋港の港湾計画(平成12年改訂)は、目標年次(平成20年代前半)を迎え、取扱貨物量が目標貨物量を大幅に超過したことや、国から港湾計画を策定するための基準となる基本方針が公表されるなど、港湾を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、港湾計画改訂の対応が必要となつていきました。よって、港湾計画の改訂については、手続きの開始時期を関係者と調整し、経済状況を見極めながら、港湾計画改訂調査など、実施可能なものから作業を進め、平成25年度の改訂に向けて取り組んでいく予定です。